

茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱

茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（昭和62年7月1日実施）の全部を改正する。

（趣旨）

第1 この要綱は、茨木市暴力団排除条例（平成24年茨木市条例第31号。以下「条例」という。）及び茨木市暴力団排除条例施行規則（平成25年茨木市規則第5号。第10第2項第1号及び第2号において「規則」という。）に定めるもののほか、条例第7条及び第8条の規定に基づく公共工事等からの暴力団の排除について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2 この要綱における用語の意義は、条例の定めるところによる。

（指名除外等）

第3 市長は、公共工事等において地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5に規定する一般競争入札の参加者の資格及び同令第167条の11に規定する指名競争入札の参加者の資格（以下「入札参加資格」という。）を有する者（以下「入札参加資格者」という。）が別表左欄に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、当該措置要件の区分に応じ、同表右欄に掲げる期間について、当該入札参加資格者を公共工事等から排除する措置（以下「指名除外」という。）を行うものとする。この場合において、当該入札参加資格者が市の建設工事等入札参加資格者名簿に登載されている者であるときは、茨木市工事請負入札審査委員会規程（昭和46年茨木市訓令第19号）第1条に規定する茨木市工事請負入札審査委員会の議を経て指名除外を行うものとする。

2 前項の規定は、入札の参加の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者（以下この項及び第4において「登録取り下げ者」という。）及び指名除外を受けた入札参加資格者を構成員とする共同企業体についても適用する。この場合において、登録取り下げ者に係る別表の規定の適用については、同表左欄に掲げる措置要件の規定中「入札参加資格者」とあるのは、「登録取り下げ者」とする。

3 市長は、前2項の規定により指名除外を行った者（以下「指名除外者」という。）から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間が経過した後、指名除外の解除等の申出があった場合で、当該指名除外者が別表左欄に掲げるいずれの措置要件にも該当する事実がないと認めるときは、当該指名除外の解除等

を行うものとする。この場合において、当該指名除外者が市の建設工事等入札参加資格者名簿に登載されている者であるときは、茨木市工事請負入札審査委員会の議を経て指名除外の解除等を行うものとする。

(1) 別表1の項の措置要件に該当する場合 指名除外を行った日から2年

(2) 別表2の項から5の項までの措置要件に該当する場合 指名除外を行った日から1年

4 前項の場合において、市長は、当該申出に係る指名除外者が別表左欄に掲げるいずれの措置要件にも該当する事実がないことを証明する書面等の提出を当該指名除外者に対して求めることができる。

5 市長は、第1項及び第2項の規定により指名除外を行ったときは、その事実が別表左欄に掲げる措置要件に該当する場合に応じ、同表右欄に掲げる期間について、当該指名除外者の商号又は名称、所在地、指名除外の内容その他必要な事項を公表するものとする。

(注意喚起)

第4 市長は、この要綱の趣旨に照らし必要があると認めるときは、入札参加資格者及び登録取下げ者に対し、必要な措置をとるべきことを注意喚起するものとする。

(一般競争入札からの排除)

第5 市長は、公共工事等の一般競争入札の実施に当たり、指名除外者の入札参加資格を認めてはならない。

2 市長は、公共工事等の一般競争入札の実施に際し、入札参加資格を認めた者が当該入札に係る契約の締結までの間に指名除外を受けたときは、当該入札参加資格を取り消すものとする。

3 市長は、前項の規定により当該入札参加資格を取り消したときは、当該指名除外者に通知するものとする。

(指名競争入札からの排除)

第6 市長は、公共工事等の指名競争入札の実施に当たり、指名除外者を指名してはならない。

2 市長は、公共工事等の指名競争入札の実施に際し、指名を受けた者が当該入札に係る契約の締結までの間に指名除外を受けたときは、指名を取り消すものとする。

3 市長は、前項の規定により指名を取り消したときは、当該指名除外者に通知するものとする。

(随意契約からの排除)

第7 市長は、次に掲げる者を公共工事等の随意契約の相手方としてはならない。

(1) 指名除外者

(2) 入札参加資格の有無にかかわらず、大阪府茨木警察署又は大阪府警察本部から

暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の通報等を受けた当該通報に係る事業者

(下請負等からの排除及び下請契約の解除等)

第8 市長は、公共工事等の契約の相手方（以下「契約相手方」という。）が第7各号に掲げる者を下請負人等とすることを認めてはならない。

2 市長は、公共工事等において契約相手方が第7各号に掲げる者を下請負人等としていると認めるときは、当該契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求めるものとする。

(契約の解除)

第9 市長は、条例第8条第1項第6号の規定による契約解除ができるよう、公共工事等の契約締結に当たって契約書に暴力団の排除に関する条項を盛り込むとともに、契約相手方に対し、下請負人等との契約締結に当たって暴力団の排除に関する条項を盛り込むよう指導するものとする。

(誓約書の提出等)

第10 市長は、条例第8条第2項の規定により、次の各号に掲げる者に係る契約について、契約相手方及びその下請負人等が暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書（別記様式）をそれぞれ市に提出するよう当該契約相手方に求めるものとする。

(1) 契約金額が5,000,000円以上の契約を締結する契約相手方

(2) 契約金額が5,000,000円以上の契約を締結する下請負人等

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める契約相手方又は下請負人等

2 市長は、前項の誓約書を提出した契約相手方又はその下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者であると認めるとき（第3の規定により指名除外を行う場合を除く。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間について、当該契約相手方又はその下請負人等の商号又は名称、所在地、違反の内容その他必要な事項を公表するものとする。

(1) 暴力団員又は規則第3条第5号アからエまでに掲げる者（別表において「役員等」という。）のうちに暴力団員のある事業者には該当すると認められる場合 当該認定をした日から2年

(2) 規則第3条第1号から第6号までに掲げる者（前号の事業者を除く。）に該当すると認められる場合 当該認定をした日から1年

3 市長は、公共工事等の相手方が第1項の誓約書を提出しないときは、その相手方と契約を締結しないことができる。この場合において、当該誓約書を提出しなかった入札参加資格者に対し、茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）及び茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）の規

定に基づき指名停止等の措置を行うものとする。

(不当介入に対する措置)

第11 市長は、契約相手方又は下請負人等から条例第9条第2項の規定による報告を受けた場合は、当該契約相手方又は下請負人等に対し、不当介入を受けた旨の警察への届出を指導するものとする。

2 市長は、契約相手方又は下請負人等が不当介入を受けたことにより、公共工事等の履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、履行期限の延長等の措置を行うものとする。

(指名除外等の通知)

第12 市長は、第3第1項若しくは第2項の規定による指名除外、第3第3項の規定による指名除外の解除等、第4の規定による注意喚起又は第10第2項の規定による公表を決定したときは、遅滞なく、当該措置等又は公表の対象者に通知するものとする。

(その他)

第13 この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年7月26日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年3月7日から実施する。

別表（第3関係）

措置要件	期間
1 入札参加資格者又はその役員等が、暴力団員であると認められるとき。	当該認定をした日から2年を経過し、かつ、改善されたと認められるまで
2 入札参加資格者又はその役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。	当該認定をした日から1年を経過し、かつ、改善されたと認められるまで
3 入札参加資格者又はその役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。	
4 入札参加資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員と飲食や旅行を共にするなど、社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	
5 入札参加資格者又はその役員等が、下請契約、資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その契約相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、1の項から4の項までの措置要件に該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。	

誓 約 書

年 月 日

（提出先）茨木市長

所在地

事業者名

代表者氏名



（契約書に使用する印鑑と同一のもので押印してください。）

生年月日

年 月 日

私は、茨木市が茨木市暴力団排除条例に基づき、公共工事等により暴力団を利することとならないように、暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約から排除していることを承知した上で、次の事項について誓約します。

- 1 私、自社及びその役員等は、暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者のいずれにも該当しません。（※裏面に関係条例等を記載しています。）
- 2 私は、暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者の該当の有無を確認するため、茨木市から役員等の住所、氏名、生年月日及び性別を記載した名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、茨木市が本誓約書及び役員等に係る名簿等を大阪府茨木警察署又は大阪府警察本部に提供することに同意します。
- 4 私は、大阪府茨木警察署若しくは大阪府警察本部からの通報又は茨木市の調査により、私、自社又はその役員等が暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当することが判明した場合は、その旨を茨木市ホームページ等において公表すること及び茨木市との全ての契約を解除することに同意します。
- 5 私が下請負人等を使用する場合は、当該下請負人等（契約金額が500万円未満の者を除く。）から誓約書を取得し、速やかに茨木市に提出します。
- 6 私の使用する下請負人等が、暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当することが大阪府茨木警察署若しくは大阪府警察本部からの通報又は茨木市の調査により判明し、茨木市から下請契約等の解除又は2次以降の下請負に係る契約等の解除を求められたときは、速やかに解除します。

※ この様式に記載された個人情報、暴力団を排除する目的以外には使用しません。

事業名： _____

茨木市暴力団排除条例 (抜粋)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号及び第4条第1項において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして規則で定める者をいう。
- (4)～(6) (略)

(公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除)

第7条 市は、暴力団員及び暴力団密接関係者が公共工事等及び売払い等の契約の相手方（以下「契約相手方」という。）及び次に掲げる者（以下「下請負人等」という。）となることを許してはならないものとする。

- (1) 下請負人（公共工事等に係る全ての請負人又は受託者（契約相手方を除く。）をいい、第2次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含む。以下同じ。）
- (2) 契約相手方又は下請負人と公共工事等に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結する者（下請負人に該当する者を除く。）

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (抜粋)

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) (略)
- (2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (3)～(5) (略)
- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- (7)・(8) (略)

茨木市暴力団排除条例施行規則 (抜粋)

(暴力団密接関係者)

第3条 条例第2条第3号の規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうち暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（ウにおいて「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者